



PCB 廃棄物を保管している方は、京都府知事へ届出を行うことのほか、平成 39 年 3 月末までの処分が義務づけられています。保管場所が与謝野町内の場合、PCB 廃棄物の手続き、相談は、京都府丹後保健所環境衛生室 (0772-62-1361) へお問い合わせください。